

令和 8 年度

根室（部）幸町宿舎 502 棟排水管等改修工事

仕様書

第一管区海上保安本部

第1章 工事概要

1. 工事名称

根室（部）幸町宿舎 502 棟排水管等改修工事

2. 施工場所

根室市幸町 1 丁目 3 番地（根室幸町宿舎 502 棟）

3. 履行期限

契約の日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

4. 工事概要

上記 2. 施工場所において、PS 内の立管を撤去し、耐火性能を有する立管に改修するために必要な工事を行う。

5. 管理事務所等

【管理部署・本部監督職員】

第一管区海上保安本部 経理補給部経理課 営繕係

所在地：〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎

電話：0134-27-0118（内線 2226, 2227, 2228）

【現地監督職員】

第一管区海上保安本部 根室海上保安部

所在地：〒087-0055 根室市琴平町 1 丁目 38 番地

電話：0153-24-4183

第2章 一般共通事項

1. 適用事項

本工事は、設計図書及び仕様書に従い、施工するものとする。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。

ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3. 疑義に対する協議等

設計図書等に定められた内容又は明示のない箇所に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じたときは、書面により監督職員と協議すること。

4. 官公署その他への手続き等

工事の着手、施工及び完了にあたり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な手続き等は直ちに行い、生じた費用は受注者が負担すること。

また、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

5. 機材の品質等

使用する材料は、設計図書等に定める品質及び性能を有する新品とする。

なお、新品とは品質及び性能が製造書から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがあるものを除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

6. 材料・機器の保管

工事用材料及び機器の保管は、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、特に火気に注意しなければならないものについては関係法規に従い設置すること。

7. 工事現場の安全衛生管理

工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこれを行う。ただし別に責任者が定められた場合はこれに協力すること。

工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

8. 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。

9. 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合及び発生する恐れのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに経緯を監督職員に報告すること。

10. 養生・後片付け

在来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生・保護を行うこと。

工事完成に際しては、敷地内及びその周囲の後片付け及び清掃を行うこと。

工事施工場所に損傷を与えた場合は、受注者側で復旧を行い、要した費用は受注者負担とする。

11. 発生材及び撤去品の処理

- (1) 発生材及び撤去品のうち特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督職員に引き渡す。
- (2) 引渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

1 2. 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。

1 3. 施工計画書

着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。

1 4. 施工

施工は、設計図書及び「12、13」による監督職員の承諾を得たものに従って行うこと。

1 5. 工事写真

工事写真の撮影・整理及び提出方法等詳細は「営繕工事写真撮影要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。

1 6. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負者間において十分に協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

1 7. 竣工検査

- (1) 竣工検査とは、工事の完成の確認をするために、検査職員が行う検査をいう。
- (2) 現場代理人は検査に立ち会い、検査指摘事項については請負者の負担において適切な措置を講じなければならない。

1 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

1 9. その他

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (2) 請負金額の支払い時期等その他の事項については契約書に基づくものとする
- (3) 工事用電力及び工事用水等の構内既存施設は利用できない。

第3章 特記仕様

本工事は本仕様書及び設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」（最新版）、及び「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」（最新版）による。

1. 工事内容

（1）配管改修工事について

根室幸町宿舍 502 棟の西側 10 戸について、PS 内の下記立管を撤去し、耐火性能を有する立管に改修を行うこと。

- ・生活雑排水系統排水立管 75φ
- ・通気系統立管 50φ

（2）上記（1）の施工に伴う壁（建具含む）の撤去及び復旧について

PS は各戸便所内に点検用扉が設けられており、作業スペースが狭いため、壁（扉含む）を一時撤去し、配管改修後に復旧を行うこと。

（3）居ながら工事について

本工事は入居者が居住した状態で行うため、作業により一時的に停止・解体した設備等は当日の作業終了時（17:00）までに必ず仮復旧または本復旧を行うこと。

また、施工の際には図示する居住区画への扉に仮設鍵を設置すること。

2. 完成図書

工事完成時の提出書類は下記のとおりとする。

（1）完成図面（出来形図）

CAD ファイル（JWW 形式）を電子納品すること。

（2）工事に関する資料

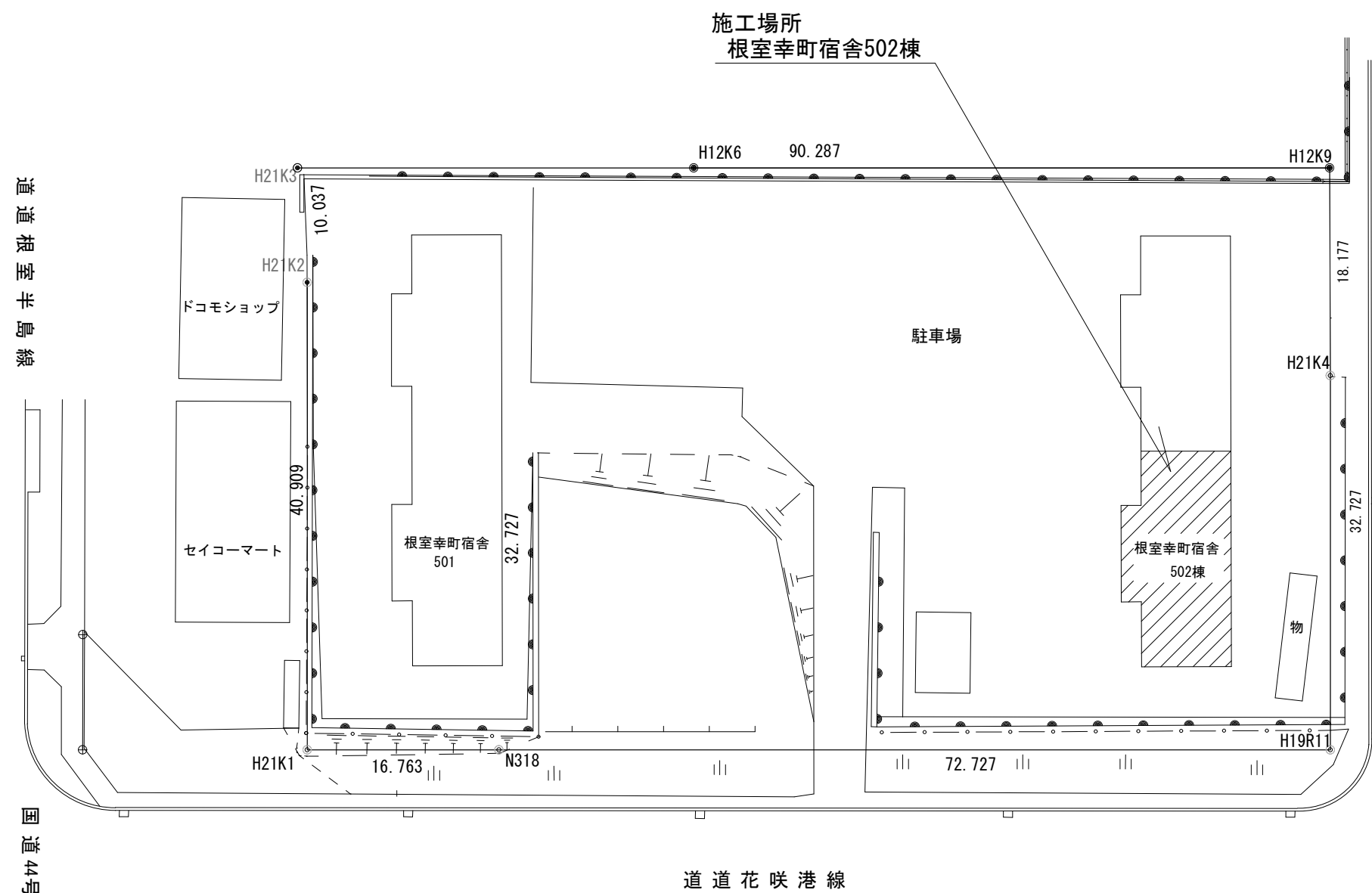
（3）工事工程写真及び完成写真

3. その他

（1）工事着手に先立ち、管理部署等の担当職員等に対し、施工方法及び実施工程等を十分に説明・調整のうえ工事に着手すること。

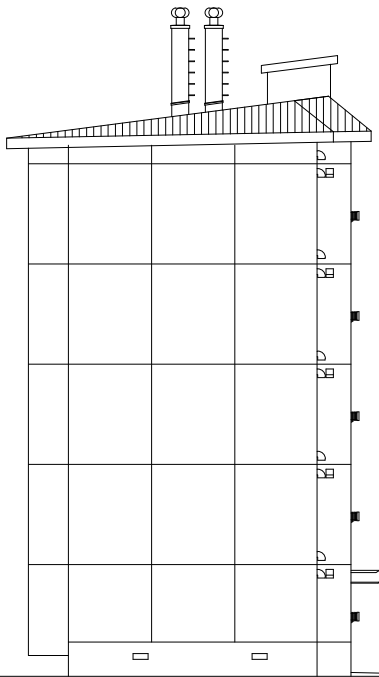
（2）工事施工に伴い発生した撤去物・廃材は、法令に基づき適正に処分すること。

（3）工事完了後は速やかに監督職員に連絡のうえ、検査職員の立会による工事完成検査を受けること。工事完了は、工事完成検査の合格をもって完了とする。

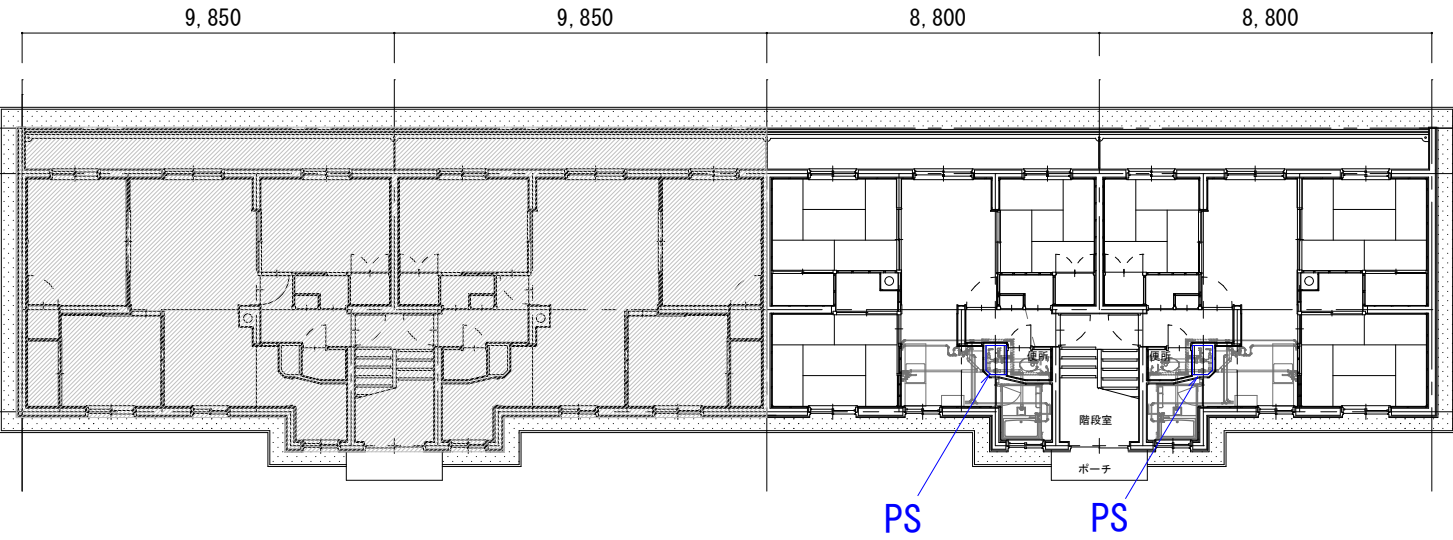
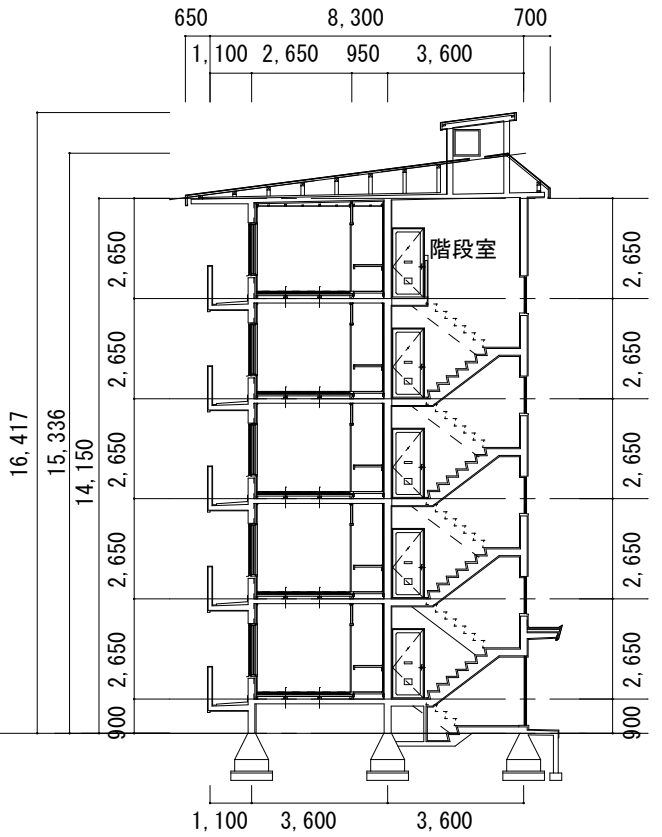




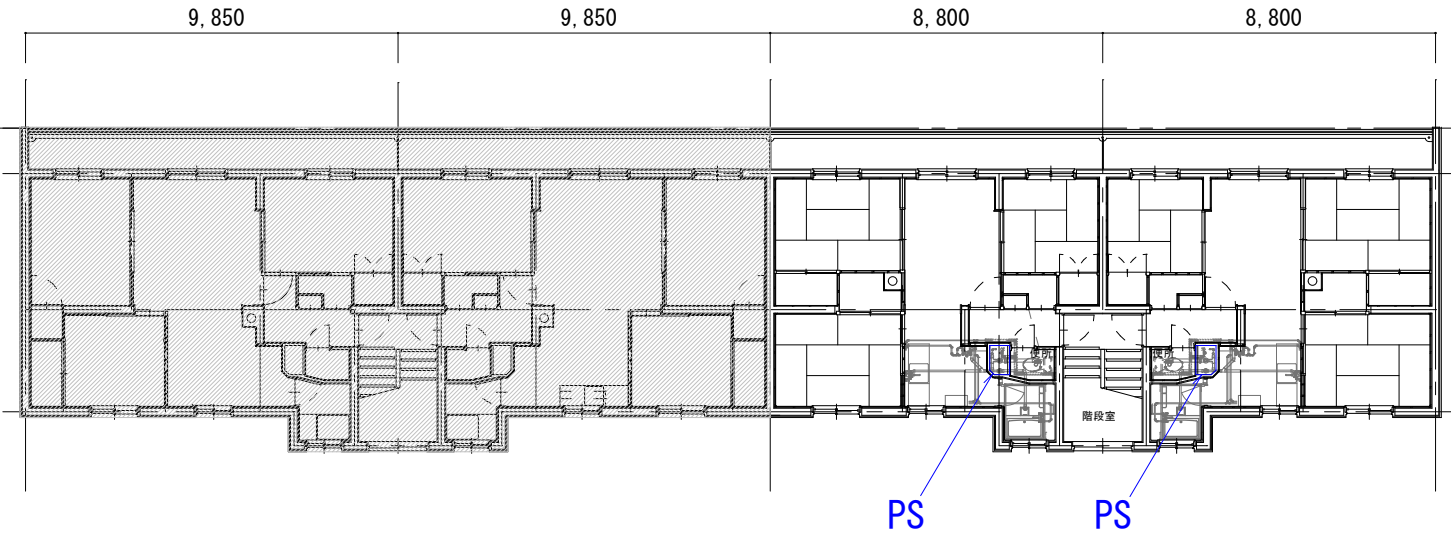
北 面



東 面



502棟 1階平面図



502棟 2～5階平面図

